

令和 8 年度政府予算編成 及び施策に関する要望 (抜粋版)

令和 7 年 7 月

全国町村会

4. 町村財政基盤の確立

（総務省・財務省・内閣府・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省・環境省・デジタル庁）

現在我が国では、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており、国、地方挙げて積極的に取り組んでいく必要がある。

さらに、こども・子育て政策や防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策、脱炭素化など、取り組むべき課題が山積し、町村の財政需要が増大している。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の小さい安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 町村税源の充実強化

（1）地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化を図ること。

① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

② 地方税は地域偏在性の小さい税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きい税目構成とすること。

（2）個人住民税の充実確保等

- ① 個人住民税の在り方の検討に当たっては、この税が、地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、充実強化を図ることを基本とすること。

その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格を有することや応益課税の観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組みを踏まえること。

また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。

- ② 個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合には、「地域社会の会費」的な性格を踏まえるとともに、地方税財源への影響を勘案し、町村の財政運営に支障が生じないように、必要な安定財源を確保すること。
- ③ 道府県民税利子割の税収帰属の適正化のための抜本的な方策の検討に当たっては、税収の一定割合は市町村へ交付され、町村の貴重な財源となっているから、地方の意見を十分に踏まえること。

(3) 固定資産税の安定的確保

- ① 固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。
- ② 土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、商業地等に係る負担調整措置の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を進めること。
- ③ 税負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し所要の見直しを行うこと。

特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化

等を検討すること。

- (4) 電気・ガス供給業に対する法人事業税については、地方税収の安定化に大きく貢献しており、法人事業税収の一定割合は市町村へ交付され貴重な財源となっていることから現行の収入金額課税方式を堅持すること。
- (5) 道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要である。

自動車関係諸税の在り方について中長期的な視点に立って検討を行う場合には、地方の意見を十分に踏まえるとともに、安定的な地方税財源の確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

- (6) 市町村たばこ税は、税源の乏しい町村にとって町村財政を支える貴重な一般財源となっており、分煙施設の整備など望まない受動喫煙防止対策に幅広く取り組めるよう、使途に制約のない現行制度を堅持し、継続的かつ安定的な確保を図ること。
- (7) ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。

所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を断固堅持すること。

- (8) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、全国の町村が地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、その活用を一層促進するための環境を整備すること。
- (9) 入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(10) 地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する見地から、更に整理合理化すること。

(11) 町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて、町村の理解を得ながら進めること。

また、全ての町村が基幹税務システムの標準化の取組を円滑に行えるよう、専門人材の確保に関する支援や財政的支援を講じること。

(12) 学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進に係る業務システムの導入費等、必要な費用について十分な財政支援を講じること。

2. 地方交付税の充実確保等

(1) 人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高や民間の賃上げ等に伴う人件費、委託費の増加や金利上昇を踏まえた公債費の増加等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

(2) 地方一般財源総額については、2027年度までにおいて、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化することが「骨太の方針2024」に明記されているが、町村が行財政運営を安定的に行えるよう、地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。

(3) 所得税の基礎控除等の検討においては、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。

(4) 臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を

行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。

また、引き続き発行額の縮減・抑制に努めること。

- (5) 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定のサービスが提供できる財源保障機能」は不可欠であるので、これを堅持すること。
- (6) 過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。
- (7) 「地方創生推進費」に係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取組が必要であることを十分考慮すること。
- (8) 交付税特会借入金の償還については、償還計画のとおり確実に払い、財政健全化に努めること。
- (9) 地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティの維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税の算定需要の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。
- (10) 基準財政需要額の算定について、そもそも行政コストの差は、人口や地理的な条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまないことや、中山間地域や離島等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないように十分配慮すること。
- (11) 業務改革の取組等の成果が地方財政計画に反映されるよう、計画策定を工夫する必要があるとの議論については、地方の努力により行政コス

トを下げ、その分地方の財源が減少することになれば、地方が自らの行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。

(12) 地方交付税は地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」（「地方交付税交付金」については「地方共有税調整金」）に変更すること。

(13) 地方交付税（地方共有税）は、国の一般会計を経由せずに地方交付税（地方共有税）特別会計に直接繰り入れること。

3. 地方債の充実改善

(1) 町村が、防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策及び地域活性化への取組等を着実に推進できるよう、地方債の所要総額を確保すること。

また、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

(2) 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業を拡充するとともに、財政措置を充実強化すること。

(3) 累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障を生じることのないよう、交付税措置率の引上げ等、万全の財政措置を講じること。

(4) 過疎地域と非過疎地域が共同で実施する広域連携事業や広域的に活用される施設整備については、非過疎地域に対する財源措置の充実を図ること。

1. 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化

（復興庁・内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・
国土交通省・経済産業省・文部科学省・環境省・防衛省）

東日本大震災から14年が経過し、「第2期復興・創生期間」は、最終年度を迎えた。地震・津波被災地域では、これまでの復興事業により、住まいの再建・復興まちづくりなどはおおむね完了したが、心のケア等、中長期的な課題がある。東京電力福島第一原発事故の影響を受けた地域では、いまだ多くの住民が故郷を離れ、避難生活を余儀なくされているなど、依然として厳しい状況に置かれている。

次の5年間は、復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、これまで以上に力強く復興施策を推進していく必要がある。

令和6年能登半島地震は、人的・物的に甚大な被害をもたらし、地域住民の生活や地域産業に多大な影響が生じている。被災町村では、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、被災町村の財政基盤は脆弱であり、迅速な復旧と生活の再建に向けて、国による強力な支援が不可欠である。

また、近年頻発する記録的な豪雨や、大型台風、大雪、林野火災により、人的・物的に甚大な被害が発生するとともに、産業や観光業等に多大な影響が生じており、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限にとどめるため、大地震やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、国は次の事項を実現すること。

V. 全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化

1. 「災害対策基本法」「大規模災害からの復興に関する法律」「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」「首都直下地震対策特別措置法」「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、頻発化する豪雨・大型台風等の風水害や火山災害等、広域化・激甚化する自然災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。

2. 国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画に基づく施策については、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

(3は省略)

4. 災害時に避難所として使用される体育館等における耐震化、空調設備の設置、非常用電源の整備や、災害対応の中核的役割を担う役場庁舎の建替え・耐震化に対し財政支援を強化すること。

(5～6は省略)

7. 「緊急浚渫推進事業」については、河川の氾濫による浸水被害等を防止するため、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、対象事業を拡充し、引き続き十分な財源を確保すること。
8. 令和7年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、全国的な防災・減災事業を確実に実施する必要があることから、事業期間の延長を図るとともに、引き続き十分な財源を確保すること。
9. ハザードマップの作成及び更新等には多額の費用や長期にわたる作成期間を要することから、ハザードマップの作成等に対する財政的・技術的支援の拡充を図ること。
10. 地方公共団体の庁舎等について、災害時の人命救助で重要とされる72時

間以上稼働が可能な非常電源装置等の整備及び機器の更新や燃料タンクの増設に対する財政支援の強化を図ること。

また、災害時に非常用電源として公民館等の小規模施設でも活用できる電気自動車の購入等に対する財政支援を拡充すること。

(11～19は省略)

20. 固定電話、携帯電話等の基地局等通信施設の防災機能を強化すること。

また、衛星携帯電話の整備や AM・FM ラジオの難聴地域の解消等、地域の防災力向上に対する十分な財政措置を講じること。

(21は省略)

22. 非常用物資の購入に要する経費については普通交付税により措置されているが、地域によっては大規模災害時には、道路の寸断等が発生し、支援物資の搬入に時間を要することが想定され、より多くの物資を備蓄する必要があるため、十分な財政支援措置を講じること。

23. 災害時に倒壊し通行の障害等となり得るブロック塀等の撤去については、社会資本整備総合交付金の補助要件を緩和するとともに補助率の引上げを行うこと。

24. 大規模災害に備えて地域の災害対応力を強化するため、防災を担う人材の確保・育成及び都道府県や市町村をはじめとする関係機関が連携して実施する訓練・研修の取組を積極的に推進するとともに、それらの取組が継続的に実施されるよう、必要な財政支援措置を講じること。

(25は省略)

5. デジタル化施策の推進

(総務省・内閣官房・内閣府・デジタル庁・財務省・法務省)

全国の町村が、それぞれの地域の個性・特性を最大限に引き出し、地域の持続性を追求しながら、かけがえのない存在であり続けるためには、デジタルへの対応は必須である。そのため、町村においては、自治体DXやデジタル技術を活用した地域の課題解決等に懸命に取り組んでいるところであるが、今後、更に積極的に対応していかなければならない。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 地方公共団体の情報システム標準化について

- (1) 標準準拠システムへの移行費用について、デジタル基盤改革支援補助金では、町村ごとに上限額が定められ、システム移行に必要な額に達しない町村があることや、補助対象外とされている経費が多いことから、移行に係る新たな費用や影響を受けるシステムの改修費等、移行に関連する全ての費用を、国の責任において全額国費で措置すること。
 - (2) システムの運用費用については、多くの町村で移行前より大幅に増加する見込みである。普通交付税措置では必要な費用を確実に措置することができないことから、移行前の運用費用を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。
 - (3) 各町村におけるシステム整備状況等置かれている状況は様々であり、進捗状況も異なることから、町村の意見を丁寧に聴き、状況に応じたきめ細やかで柔軟な対応を行うとともに、特に経費等に関する相談体制を充実するなど、円滑な移行、効率的な運用に向けた支援を強化すること。
- (2～4は省略)

26. 過疎対策等の推進

（総務省・内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・
農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）

税源に乏しく財政基盤の弱い過疎地域の町村は、極めて厳しい財政運営を余儀なくされているが、基幹産業である農林水産業の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林の増加、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止による地域公共交通問題、情報通信格差の拡大、維持困難な集落の増加など、今なお多くの課題を抱えている上に、災害に強い安全・安心な地域づくり等の新たな課題も顕在化している。

こうした厳しい状況に直面している中においても、過疎地域は、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等、国民生活にとって極めて重要な役割を果たし続けている。このような公益的・多面的機能は、過疎地域に人が住み、持続的に維持されることによって発揮されるものであり、未来の世代に確実に引き継いでいく必要がある。

よって、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

1. 暮らしと産業を支える施策の推進

- （１）医療の確保、地域公共交通の確保、買い物弱者対策、子育て支援対策、教育環境の整備や生活道路、水道などの整備を推進し、住民が安全・安心に暮らせるための生活基盤を確立すること。
- （２）情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の

利便性の向上、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るため、5G導入のための特定基地局、光ファイバ網、回線の高度化等、情報通信基盤の整備を促進すること。

(3) 災害時の代替ルートの確保や過疎地域の活性化、都市との交流の促進等を図るため、高規格幹線道路等の道路網の整備を促進すること。

(4) 農林水産業、地場産業、観光業等地域資源を活かした産業の振興を図るとともに、企業の進出、起業等に係る税制特例や金融措置を充実強化すること。

2. 人材の育成確保と地域の活性化

地域社会の担い手となる人材の育成を図るとともに、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出、多様な主体の協働等によって多様な人材を確保し、地域社会の活性化を図ること。

3. 規制の見直し・緩和

地域公共交通の維持、専門職の配置等、過疎地域特有の課題に円滑に対応するため、全国一律の規制等について、見直し・緩和を行うこと。

4. 財政措置の充実・強化

過疎地域の多様な財政需要に対応するため、物価上昇等の社会経済情勢を考慮した上で、過疎対策事業債の必要額を確保するとともに、地域の再生・活性化に有効なソフト分の発行限度額を引き上げること。

また、過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源及び産業振興や定住施策を推進するための財源を安定的に確保するため、地方交付税措置や地方創生に係る交付金の充実・強化を図ること。

5. 辺地対策の充実・強化

辺地対策事業債は、税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村にとって、住民に身近な事業を実施するための貴重な財源となっていることから、地方債計画額及び対象事業を拡充するとともに、人口減少に伴う辺地地域の人口要件の緩和を行うこと。

6. 燃料供給体制の確保・維持

町村におけるガソリンスタンドは、自家用車や農業用機械への給油のみならず、移動手段を持たない高齢者等への冬場の灯油配送など不可欠な役割を担っていることから、地域の燃料供給体制を確保・維持していくため、安定的に事業を継続できるよう万全な支援措置を講じること。